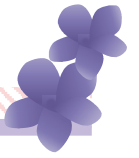


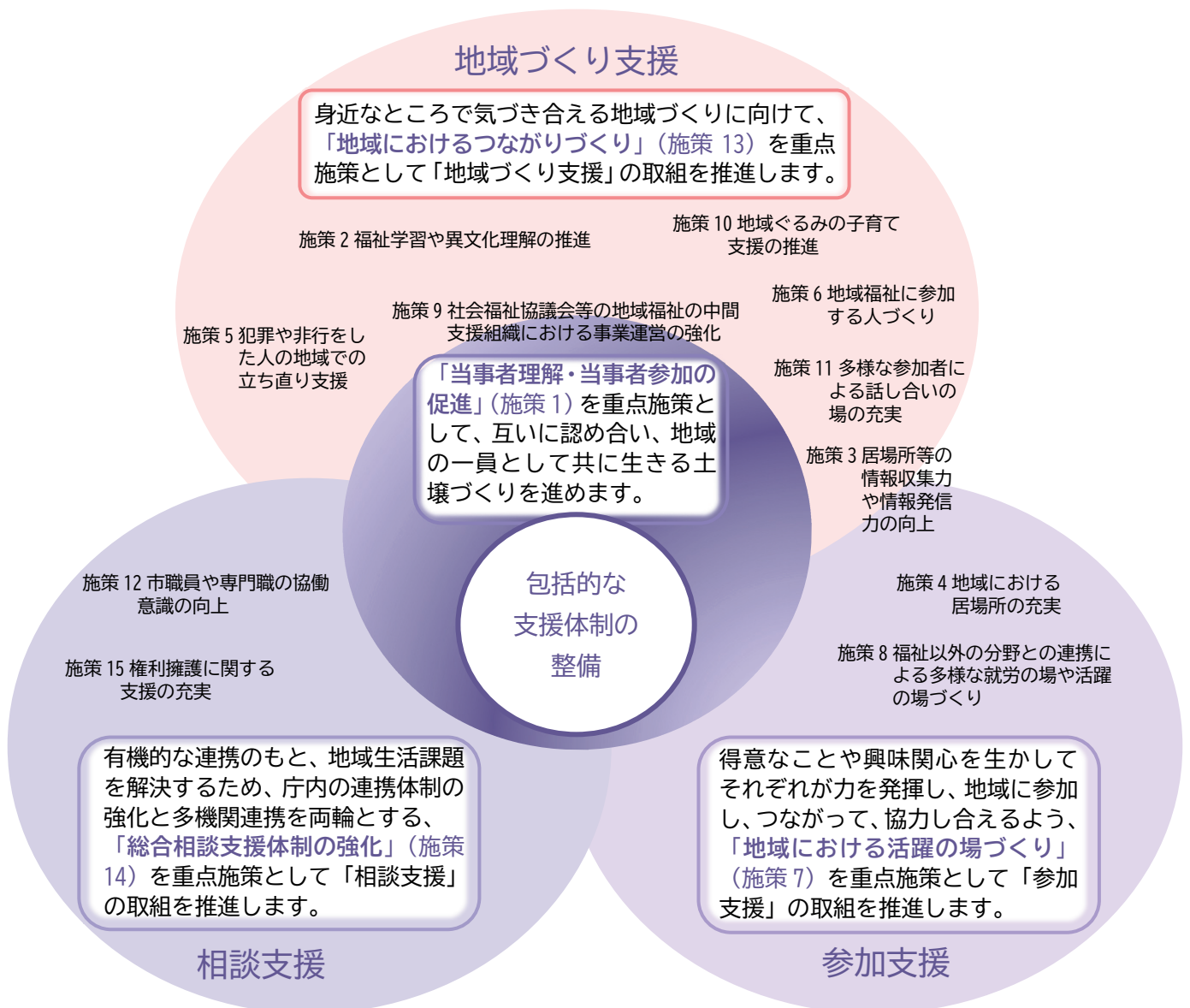
第4章 | 計画の推進



1. 包括的な支援体制の整備を進めていくための重点施策

地域住民等や支援機関等の相互の協力が行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備(=包括的な支援体制の整備)は、「地域づくり支援」(住民の主体的な活動を活発にするための環境整備)、「参加支援」(地域住民によるニーズ発見と専門職と連携した支援体制)、「相談支援」(相談支援機関同士の連携の体制整備)を一体的に行うこととされています。

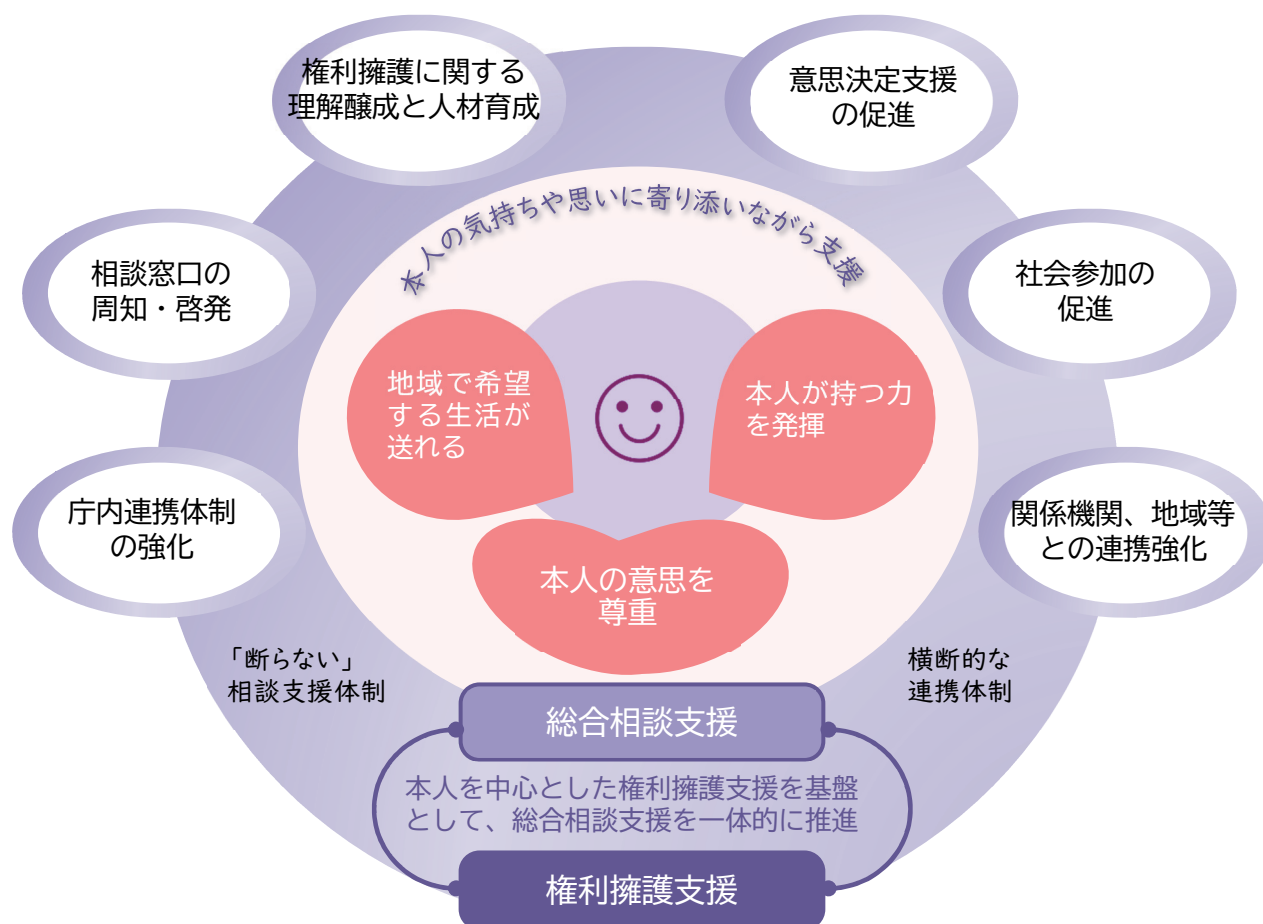
本市においては、15の施策を展開する中で、次のとおり、「地域づくり支援」「参加支援」「相談支援」3つのそれぞれの支援をリードする4つの重点施策を設定して、一体的に推進し、包括的な支援体制を整備します。



2. 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進

本人の意思を尊重する意思決定支援をすべての支援者における共通理解とし、本人を中心とした権利擁護支援を基盤として、総合相談支援を一体的に推進します。

そのため、権利擁護に関する理解醸成や権利擁護人材の育成などに取り組むとともに、すべての人が、尊厳のあるその人らしい生活を地域の中で送れるよう、支援者は本人の気持ちや思いに寄り添いながら、本人が持つ力を発揮し、様々な活動や話し合いの場、活躍の場や就労の場へ参加ができるよう支援を行うなど、各種の取組を進めます。



3. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、庁内関係部署の連携強化を図るとともに、地域住民、専門職、関係機関・団体など多様な主体と連携・協働して取組を進めます。

連携・協働にあたっては、地域福祉の推進に中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会とめざすべき姿や地域における課題を共有しながら取り組んでいきます。

また、各種会議体において検討する様々な課題や問題を共有し、多様な主体のつながりを広げながら推進します。

4. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、宝塚市社会福祉審議会において毎年、取組状況の報告を行います。同審議会での議論をふまえて点検・検証し、必要な見直し・改善を行います。

あわせて、宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」及び「地域ごとのまちづくり計画」の関係者と意見交換の場を持ち、それぞれの計画における進捗状況について情報共有を行います。